

彦根市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱(内規)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、法令その他別に定めがあるもののほか、法定外公共物の用途廃止に伴う土地の売払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「法定外公共物」とは、彦根市法定外公共物管理条例(平成 16 年彦根市条例第 24 号。以下「条例」という。)第 2 条に規定する法定外公共物をいう。

(売払い財産)

第 3 条 この要綱において売払いの対象とする財産は、条例第 22 条の規定に基づき地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条第 4 項に規定する行政財産の用途を廃止し、普通財産に用途を変更した法定外公共物(以下「用途廃止財産」という。)とする。

(売払いの対象者)

第 4 条 用途廃止財産の売払いの対象者(以下「売払い対象者」という。)は、彦根市法定外公共物管理条例施行規則(平成 17 年彦根市規則第 17 号)第 10 条の規定による申請を行い、当該申請に係る法定外公共物の用途の廃止を認められた者(当該申請に係る権利を承継した者を含む。)とする。

(売払いの申請)

第 5 条 売払い対象者(市税の滞納がない者に限る。以下同じ。)は、用途廃止財産の売払いの申請をしようとするときは、普通財産売払申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有権移転登記について(別記様式第 2 号)
- (2) 印鑑登録証明書または印鑑証明書
- (3) 代表者事項証明書(法人の場合に限る。)
- (4) 市税の未納がないことの証明
- (5) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(土地評価単価)

第 6 条 用途廃止財産の土地評価単価は、当該用途廃止財産と一体的に利用する隣接地(以下「隣接地」という。)の 1 平方メートル当たりの固定資産税評価額に基づき定めるものとする。ただし、当該隣接地に固定資産税評価額の定めがない場合は、隣接地の現況地目に基づく近傍類似

の土地の1平方メートル当たりの価格に基づき定めるものとする。

- 2 前項本文に該当する場合であつて、隣接地が複数の筆で構成されている場合は、当該筆のうち1平方メートル当たりの固定資産税評価額が最も高い筆に基づき土地評価単価を定めるものとする。

(売払価格)

第7条 売払価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 売払い1件当たりの土地の面積が100平方メートル未満のものであり、かつ、売払い1件当たりの価格(前条の規定により定めた土地評価単価の70パーセントに相当する額に売り払う土地の面積を乗じて得た額をいう。以下「算定価格」という。)が1,000,000円未満のもの 当該算定価格

- (2) 売払い1件当たりの土地の面積が100平方メートル以上のものまたは算定価格が1,000,000円以上のもの 不動産鑑定による評定価格

- 2 前項の規定にかかわらず、売払い対象者が、同項第1号の算定価格に不服があるときは、不動産鑑定による評定価格を売払価格とすることができる。この場合において、当該不動産鑑定に要する費用は、売払い対象者が負担するものとする。

(売払代金の決定および土地売買契約の締結)

第8条 市長は、第5条の普通財産売払申請書の提出があつたときは、前条の売払価格の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行った後速やかに、当該申請者を買受人として、彦根市公有財産事務取扱規則(昭和39年彦根市規則第12号)第39条第9号に規定する契約書案を作成し、買受人に対し、決定した売払価格を通知しなければならない。

- 3 買受人は、前項の規定により市長が通知した日の翌日から起算して14日以内に売買契約を締結しなければならない。

- 4 買受人は、契約締結時において、隣接地の登記事項における所有者が買受人と同一である場合に限り契約できるものとする。

(売払代金の支払)

第9条 市長は、前条第3項の規定により売買契約を締結したときは、直ちに売払代金の納付書を発行するものとする。

- 2 買受人は、前項の納付書の発行日の翌日から起算して20日以内に当該売払代金を納付しなければならない。

(所有権の移転)

第 10 条 当該売買契約に係る用途廃止財産の所有権は、前条第 2 項の規定により買受人が売払代金を納付したときに買受人に移転するものとする。

2 市長は、前項の規定により所有権が移転したときは、直ちに所有権移転登記に要する関係書類を書面で買受人に対し交付するものとする。

(売払いの登記)

第 11 条 買受人は、前条第 1 項の規定により用途廃止財産の所有権が移転したときは、移転した日から起算して 30 日以内に、登記所に所有権移転登記の申請を行わなければならない。この場合において、買受人は、自らの費用で当該所有権移転登記を行わなければならない。

2 買受人は、前項の登記が完了したときは、速やかに、所有権移転登記完了報告(別記様式第 3 号)に当該物件の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)を添付し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

(申請者)

住所(所在) _____

氏名(名称) _____

(実印)

普通財産売払申請書

下記のとおり普通財産(土地)の売払いを願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象とする土地

所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)	摘 要
				実測 m ²
				実測 m ²

2 使用目的

3 添付書類

- (1) 所有権移転登記について(別記様式第 2 号)
- (2) 印鑑登録証明書または印鑑証明書 ※作成から 3 箇月以内のもの
- (3) 代表者事項証明書(法人の場合に限る。) ※作成から 3 箇月以内のもの
- (4) 市税の未納がないことの証明
- (5) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

(申請者)

住所(所在) _____

氏名(名称) _____ (実印)

所有権移転登記について

年 月 日付けで売払いの申請をした下記の物件について、土地売買契約が締結され、かつ、所有権が当方に移転したときは、当方(当方が指定する司法書士に委任する場合を含む。)において、所有権移転登記をしたいので、関係書類を交付されるよう申請します。

記

所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)	摘 要
				実測 m ²
				実測 m ²

※ 所有権移転登記を司法書士に委任する場合の当該司法書士の住所、氏名および連絡先

住 所

氏 名

㊞ (職印)

連絡先

様式第 3 号(第 11 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住所(所在) _____

氏名(名称) _____ (実印)

所有権移転登記完了報告書

年 月 日付け彦公財第 号により所有権移転登記の承諾を得た下記物件の登記が完了しましたので、下記物件の登記事項証明書(全部事項証明書)を添えて報告します。

記

1 物件の所在等

所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)	摘 要
				実測 m ²
				実測 m ²

2 契約書番号 第 号

3 契約年月日 年 月 日